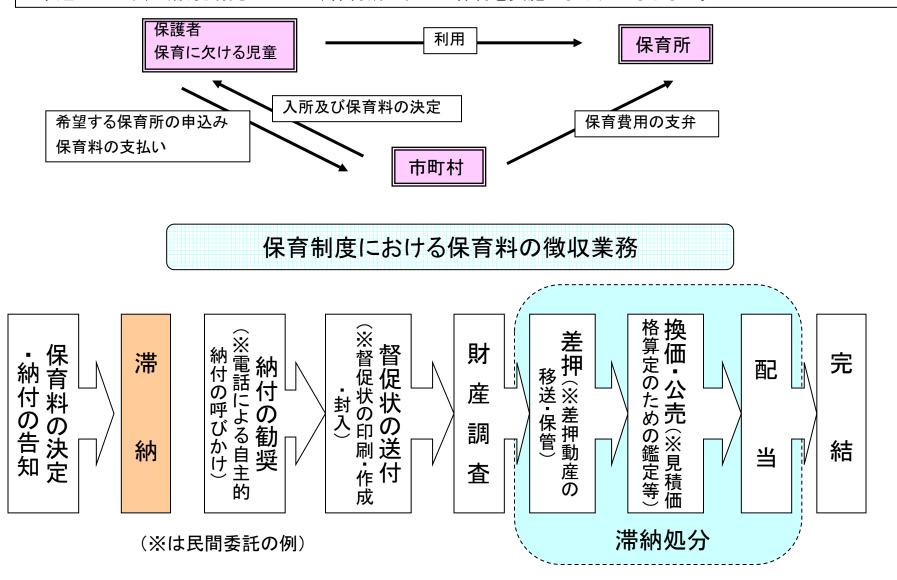
# 保育料の徴収業務について

平成19年5月21日 厚生労働省 雇用均等·児童家庭局 保育課

## 保育制度の概要

○ 市町村は、保護者の就労等によりその乳幼児が「保育に欠ける」要件に該当する場合には、保護者からの申込みにより、当該乳幼児について、保育所において保育を実施しなければならない。



(注)業務の組織体系、外部委託の事例等については把握していない。

### 保育料の徴収業務を官民競争入札の対象とすることについての所見

- 〇 保育料については、地方自治法第243条において、原則、その徴収等を私人に行わせることができないとされている公金に該当するが、収納事務については、児童福祉法第56条第4項により、コンビニエンスストア等の民間委託が可能となっている。
- 滞納処分の前提となる督促、財産調査、滞納処分である差押、換価・公売等については、公権力の行使そのものであり、公 金の取扱い上の責任の明確化や公正の確保等の観点から、民間委託は不可能。

当該事項については、保育料のみ取り上げるのではなく、自治体が取り扱う公金全体の中で整理すべきものであると考える。

#### 現行法令及び関連条項(官民競争入札とできない法的根拠)

〇 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

#### 第五十六条

- ③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を 支弁した<u>市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる</u>。
- ④ 前項に規定する額の収納の事務については、<u>収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り</u>、政令で定めるところにより、<u>私人に委託することができる</u>。
- ⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項<u>に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。</u>この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 〇 地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。